

## 令和3年度第1回

# 小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 令和3年11月4日（木）

と ころ 小金井市役所本庁舎第1会議室

小金井市市民部保険年金課

## 令和3年度第1回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和3年11月4日(木)  
場 所 小金井市役所本庁舎第1会議室

### 出席者 〈委 員〉

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 加 藤 由喜枝 | 高 橋 智   | 瀬 口 秀 孝 |
| 西 野 裕 仁 | 黒 米 哲 也 | 田 中 智 巳 |
| 江 並 和 子 | 遠 藤 百合子 | 岸 田 正 義 |
| た ゆ 久 貴 | 安 田 けいこ | 宮 下 拓 実 |

### 〈保険者〉

|           |         |
|-----------|---------|
| 市民部長      | 西 田 剛   |
| 保険年金課長    | 田 嶋 隆 行 |
| 納税課長      | 吉 田 亮 二 |
| 国民健康保険係長  | 井 上 義 秀 |
| 国民健康保険係主査 | 千 葉 祐 生 |
| 国民健康保険係主事 | 力 丸 陽 介 |
| 納税係長      | 小 林 理 志 |
| 管理係主査     | 服 部 由 美 |

議 題 日程第1 小金井市国民健康保険運営協議会会長の選挙について  
日程第2 令和2年度小金井市国民健康保険特別会計決算の概要について(報告)  
日程第3 令和3年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要について(報告))  
日程第4 令和2年度保健事業の取り組みについて(報告)  
日程第5 子どもにかかる国民健康保険税の均等割の減額措置の導入について  
日程第6 令和3年度小金井市国民健康保険運営協議会開催日程(案)  
日程第7 その他

令和3年度第1回小金井市国民健康保険運営協議会

令和3年11月4日

◎田嶋保険年金課長 皆様、定刻になりました。1名、まだオンラインの参加の方が参加されていないようですが、時間になりましたので開催させていただきたいと思います。

永並職務代行、よろしくお願いいたします。

◎永並会長職務代行 では、定刻になりましたので、令和3年度第1回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、前会長の遠藤委員の辞任により会長が不在となっております。よって、小金井市国民健康保険運営協議会規則第6条に基づき、会長が決定するまで会長職務代行の永並が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

緊急事態宣言は先日解除されたところですが、感染予防の観点から円滑な進行に御協力をいただければと思います。

市長が公務のため欠席とのことですので、本日は市民部長より御挨拶をお願いいたします。それでは、市民部長、よろしくお願いいたします。

◎西田市民部長 皆様、こんにちは。市民部長の西田です。着座にて失礼いたします。

本日はお忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃より本市の国民健康保険事業に多大なる御尽力をいただくとともに、市政全般にわたり御理解、御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

これから国保特別会計の昨年度決算、今年度予算、保健事業について報告させていただきますが、永並代行からお話があったところがございますが、緊急事態宣言が解除されたところとはいえ、今後、第6波が到来すると懸念されている状況でございます。本日は報告事項も多いため、長くなりがちですが、現下の状況から、感染拡大防止の観点より、できるだけ簡潔かつ明瞭な説明としていきたいと思っておりますので、御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本年度も皆様方の御理解と御協力を賜りながら、国民健康保険制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。私からの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎永並会長職務代行 ありがとうございます。それでは、本運営協議会の委員を退任された方、新たに就任された方がいらっしゃいますので、事務局より報告をお願いいたします。また、事務局職員の紹介も併せてお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 保険年金課長です。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、退任された委員の御報告と就任された委員の御紹介をさせていただきます。大変

恐縮ですが、着座にて紹介させていただきます。

まず、退任された委員の報告をさせていただきます。被保険者を代表する委員の区分として御就任していただいた貞包秀浩委員でございますが、被保険者の資格を喪失されましたので、本運営協議会の委員の区分として被保険者ではなくなったことから退任となりました。また、同じく被保険者を代表する委員の区分の鈴木まゆみ委員ですが、一身上の都合ということで辞任届を提出されましたので、退任となりました。

次に、公益を代表する委員の区分として、御就任いただいていた遠藤百合子委員、田頭祐子委員、たゆ久貴委員、渡辺ふき子委員でございますが、市議会での委員任期満了により退任となりました。

次に、令和3年1月1日付で被保険者を代表する委員に2名御就任いただきましたので、御紹介いたします。高橋智委員でございます。

◎高橋委員 高橋です。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 江頭みのお委員でございます。本日は御欠席でございます。

次に、令和3年第1回小金井市議会臨時会において、市議会より新たな公益を代表する委員の区分が決定し、御就任いただきましたので、御紹介いたします。遠藤百合子委員でございます。

岸田正義委員でございます。

◎岸田委員 よろしくお願ひいたします。

◎田嶋保険年金課長 たゆ久貴委員でございます。

◎たゆ委員 よろしくお願ひいたします。

◎田嶋保険年金課長 安田けいこ委員でございます。

◎安田委員 よろしくお願ひいたします。

◎田嶋保険年金課長 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。先ほど御挨拶をさしあげました市民部長の西田でございます。

◎西田市民部長 西田でございます。

◎田嶋保険年金課長 納税課長の吉田でございます。

◎吉田納税課長 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 国民健康保険係長の井上でございます。

◎井上国民健康保険係長 井上でございます。よろしくお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 国民健康保険係主査の千葉でございます。

◎千葉国民健康保険係主査 よろしくお願ひいたします。

◎田嶋保険年金課長 国民健康保険係主事の力丸でございます。

◎力丸国民健康保険係主事 よろしくお願ひいたします。

◎田嶋保険年金課長 納税係長の小林でございます。

◎小林納税係長 よろしくお願ひいたします。

◎田嶋保険年金課長 納税課主査の服部でございます。

◎服部納税係主査 よろしく願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 最後になりましたが、保険年金課長の田嶋でございます。よろしく願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎永並会長職務代行 ありがとうございます。それでは、議事に入る前に、本会議の成立の可否について事務局から報告をお願いします。

また、今回は全委員対面で行う会議ではなく、オンラインも併用して行う初めての会議となっています。対面の会議とはやり方が異なるところもあるかと思いますので、その点についても併せて説明をお願いいたします。

◎井上国民健康保険係長 それでは、事務局より説明いたします。まず、本会議の成立の可否について御報告いたします。現在、定数17名のところ本日の出席者数11名、この後、ウェブの状況によるんですが、つながればもう一人ということで出席をいただいておりますので、条例で定めております第1号から第3号までの各委員1名様以上の御出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定足数に達しております。したがって、本会議は成立しておりますので、その旨御報告いたします。

なお、江頭委員、穂坂委員、吉田委員からは、本日欠席する旨の御連絡をいただいておりますので、お伝えいたします。

また、対面とオンラインの併用の会議についての説明を簡単に行わせていただきます。今、つながっていない状況ではありますけれども、ウェブのほうで参加されている方に関しては、ほかの委員の方が映り込まないように御配慮いただいたりとか、注意事項等あります。そのほか注意事項としまして、ウェブで発言される方は挙手ボタンを押していただいて、会長のほうで御指名されましたら、マイクをオンにして御発言いただくというような手続があります。

そのほか注意事項でございます。こちらに関しては録音や録画を行わないようお願いいたします。

あと、あわせて傍聴の方が……、いらっしゃらないですね。

会場で御出席いただいている方に関しては、今までと審議の進行等、特に変わりはありません。発言する際には挙手をいただいて、御指名されましたら御発言をいただければと思います。

ここまでで何か御不明点等ございますでしょうか。以上で説明のほうは終了いたします。

◎永並会長職務代行 ありがとうございます。それでは、本日の配付資料の確認をいたします。事務局からお願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 保険年金課長です。誠に申し訳ございません。本日は資料の差し替え等がございますので、併せて御説明いたします。

まず、机の上に配付しております資料が4点ございます。当日配付資料として、本日の日程、委員名簿、あと差し替え資料が2点あります。あと、今回初めて委員に就任された方につきま

しては、運営協議会委員のための国民健康保険必携という冊子が置かれております。

差し替えの1点目ですが、令和2年度小金井市国民健康保険特別会計決算概要と令和3年度小金井市国民健康保険特別会計予算概要が表裏に印刷された資料です。修正部分は、令和2年度の小金井市国民健康保険特別会計決算概要の歳入の予算現額の列で、中段あたりの6繰入金、1他会計繰入金、1保険基盤安定繰入金、2職員給与費等繰入金。最下段の歳入合計、こちらが誤っておりましたので、修正させていただいております。

◎黒米委員 すみません。多分1枚ないと思うんです。

◎田嶋保険年金課長 申し訳ございません。今差し上げます。

差し替えの2点目ですが、令和2年度歳入歳出決算、そのほか附属資料になります。資料自体に間違いはなかったんですが、資料のとじ方が誤ってしまっていて、ページ数に前後が生じてしまったため、正しい順序にとじ直したものを配付させていただいております。誠に申し訳ございません。今後このようなことがないように注意いたします。

続いて、事前配付資料の確認をさせていただきます。1点目は、差し替えをお願いした資料、令和2年度小金井市国民健康保険特別会計決算概要と令和3年度小金井市国民健康保険特別会計予算概要です。こちらには参考資料を3点おつけしております。令和2年度歳入歳出決算書・その他附属資料（抜粋）と、令和2年度主要な施策の成果に関する説明書（抜粋）と、令和2年度事務報告書の抜粋で、令和2年度歳入歳出決算書・その他附属資料につきましては差し替えをお願いしたところです。

2点目が保健事業関係でございます。

3点目が運営協議会開催日程でございます。

以上でございますが、資料不足や乱丁等がある方、いらっしゃいますでしょうか。ないようでしたら、以上でございます。

◎永並会長職務代行 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、小金井市国民健康保険運営協議会規則の第9条第2項の規定により、会議録署名委員2名を指名したいと思っております。高橋委員並びに西野委員をお願いいたしますので、2人を会議録署名委員として指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、日程第1「小金井市国民健康保険運営協議会会長の選挙について」を議題といたします。会長については、国民健康保険法施行令第5条の規定に基づき、第3号による公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙することとなっておりますが、どなたか選出方法について御意見はございますでしょうか。岸田委員、お願いいたします。

◎岸田委員 指名推選はいかがでしょうか。

◎永並会長職務代行 ただいま選出方法について指名推選との御意見がございました。指名推選により決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎永並会長職務代行 異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

ます。

したがいまして、指名推選で会長を選出させていただきますが、どなたか推薦していただけますでしょうか。岸田委員、お願いいたします。

◎岸田委員 市議会議員としても経験豊富な遠藤委員を御推薦申し上げます。

◎永並会長職務代行 ただいま遠藤委員を会長として推薦する旨の御発言がございました。

それでは、お諮りいたします。

遠藤委員を会長に選出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎永並会長職務代行 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のありましたとおり、会長に遠藤委員を選出することに決定いたしました。

本協議会の議長につきまして、小金井市国民健康保険運営協議会規則の第6条の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、会長と交代いたします。

しばらくお待ちください。

◎遠藤会長 ただいま岸田委員から御指名いただきまして、国民健康保険運営協議会の会長としてお役目をさせていただくことになりました遠藤百合子でございます。どうぞよろしく願いいたします。いろいろ不備なところもございますかもしれませんが、そのときはどうぞ御指摘いただきますようお願いいたします。

それでは、始めさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

日程第2「令和2年度小金井市国民健康保険特別会計決算の概要について」及び日程第3「令和3年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要について」につきましては、予算決算ということで関連がございますので、一括で議題といたしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 御異議がないようですので、日程第2及び日程第3は一括として議題といたします。

事務局の報告を求めます。保険年金課長。

◎田嶋保険年金課長 保険年金課長です。それでは、日程第2「令和2年度小金井市国民健康保険特別会計決算の概要について」及び日程第3「令和3年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要について」の御報告をさせていただきます。

まず、決算のほうから。本決算は、平成30年度から開始された都道府県単位化と言われる国保制度改革の制度の下での3回目の決算になります。

本市の状況ですが、令和2年度の年間平均被保険者数は2万2,670人で、前年度と比較すると469人の減で、減少が続いております。退職被保険者は、制度は平成20年4月の法改正で原則廃止となっているため、ゼロ人となりました。

決算総額でございます。令和2年度小金井市国民健康保険特別会計決算の資料を御覧ください。歳入は100億7,415万7,000円で、予算に対し2億1,066万3,000円の減、

歳出は99億5,321万6,000円で、予算に対し3億3,123万2,000円の減となり、歳入歳出差引額は1億2,094万1,000円でございます。制度改革前から税率改定や歳入確保に努めてきたこともあり、実質収支は令和元年度に引き続き黒字となりました。しかしながら、そのほか一般会計繰入金4億4,700万円を含めてのものであり、これを差し引くと3億2,606万円の赤字になります。

続きまして、歳入の主な項目について御説明いたします。

予算決算関係資料の参考資料、令和2年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出事項別明細書の歳入の0、1ページを御覧ください。まず、国民健康保険税です。款1、国民健康保険税につきましては、予算額22億9,445万6,000円に対し、決算額23億9,520万円と、1億74万4,000円の増となっています。現年度賦課分、滞納繰越し分の合計の収納率は99.2%となり、前年度決算と比べ、0.5%の増となりました。

続いて、4、5ページ、6、7ページを御覧ください。順番が前後いたしますが、収納関係の歳入といたしまして、款8、諸収入、1延滞金・加算金及び過料のうち延滞金です。こちらは予算額2,515万円に対し、決算額1,856万5,000円と658万5,000円の減となっています。

2、3ページにお戻りいただきまして、款4、都支出金でございます。予算額66億4,303万3,000円に対し、決算額65億3,337万7,000円と、1億965万6,000円の減となっております。主な要因は、国民健康保険事業費補助金が増となったものの、普通交付金が減となっていることによります。

1つ飛びまして、4、5ページの6繰入金でございます。予算額11億9,803万3,000円に対し、決算額9億9,890万円と、1億9,913万3,000円の減となっています。主なものはその他一般会計繰入金が1億5,800万円の減となっております。また、基金繰入金は未執行でした。

次に、款7、繰越金は、令和元年度の決算の実質収支の黒字分4,405万3,000円を繰り越したものです。

歳入については、以上でございます。

続きまして、歳出です。事項別明細書の歳出の6、7ページを御覧ください。款2、保険給付費でございます。予算額64億1,144万8,000円に対し、決算額61億7,613万9,000円、不用額2億3,530万9,000円、執行率96.3%、前年度決算額に対し1.7%の減となっております。総額では前年度を下回りましたが、被保険者1人当たりの給付費は微増しております。

次に、10、11ページ、款3、国民健康保険事業費納付金でございます。端数の関係で不用額が若干生じていますが、金額は前年度に示されているため、執行率はおおむね100%となります。

次に、12、13ページ、保健事業費です。予算額1億6,091万3,000円に対し、決



算額1億1,792万8,000円、不用額4,298万5,000円、執行率73.3%。前年度決算額に対し、96%の増となっています。恐らく新型コロナウイルス感染症の影響もあろうかと思いますが、全体的に利用者は減少しています。令和2年度は、新規事業といたしまして、健幸チャレンジ事業、医療費通知事業、重複受診者等適正化受診者指導事業を実施しております。保健事業の実績等は、後ほど日程第4「令和2年度の保健事業の取組について」にて御説明いたします。

次に、14、15ページ、款5、基金積立金です。先ほど歳入の7繰越金で、前年度から繰り越した金額から、国や都の支出金の返還金等を考慮し、補正予算に計上した上で基金元金へ積立てを行っております。

款6以降については、省略させていただきます。

最後に、令和2年度におきましては、被保険者に対する新型コロナウイルス感染症の影響を軽減するため、傷病手当金の給付と国民健康保険税の減免を実施しております。傷病手当金につきましては5件、97万1,290円を給付いたしました。国民健康保険税の減免につきましては、令和元年度分を456件、999万2,100円、令和2年度分を644件、9,753万4,600円、合計1,100件、1億752万6,700円の減免を決定しております。

以上、雑駁ではございますが、令和2年度国民健康保険特別会計決算の説明とさせていただきます。

続けて、日程第3「令和3年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要について」、御説明させていただきます。

令和3年度小金井市国民健康保険特別会計当初予算を御覧ください。令和3年度国民健康保険特別会計の当初予算の予算額は101億521万8,000円、前年度に対し1億9,295万円、1.69%の増となっています。

まず、歳入の主な項目について説明いたします。

款1、国民健康保険税です。前年度当初予算に対し、659万6,000円、2.7%の減となっています。令和3年度本市の保険税率等に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、令和2年度から変更しておりません。被保険者数の減少、新型コロナウイルス感染症の影響、平成30年度の税制大綱に基づく地方税法施行令の改正による控除額の変更の影響を勘案し、減を見込んでおります。収入率におきましては、保険税全体で収入率91.75%、前年度対比0.49ポイントの減と見込んでおります。

1つ飛びまして、款3、国庫支出金は科目存置ということで皆減となっております。

次に、款4、都支出金です。2億6,495万7,000円、4.2%の増となっています。都補助金として国民健康保険保健事業費補助金、保険給付費等交付金として普通交付金、保険者努力支援分等の特別交付金が交付されることとなります。

1つ飛びまして、款6、繰入金です。項1、他会計繰入金、一般会計繰入金は5,349万8,000円、4.5%の減となっています。節4のそのほか一般会計繰入金は、いわゆる赤字補填

で、本市の国民健康保険財政健全化計画に沿って前年度当初予算額から5,000万円減とし、5億5,500万の計上としております。

また、項2、基金繰入金です。基金の取崩しは、新型コロナウイルス感染症の影響により税収減が見込まれることから、前年比4,867万円増の6,867万円を計上しております。

歳入の説明については、以上です。

続きまして、歳出を御覧ください。款1、総務費です。今年度は隔年行われる被保険者証の一斉更新を実施することなどから818万4,000円、4.5%の増となっております。

次に、款2、保険給付費です。前年度当初予算に対し、2億4,119万8,000円、4.0%の増となっています。被保険者数が減少しているものの、1人当たりの医療費は増加傾向にあることから、全体で保険給付費の増加を見込んでおります。

次に、款3、国民健康保険事業費納付金です。制度改革により、東京都が当該年度の保険給付費等に係る費用を全て区市町村に交付するための財源として必要な額を見込み、区市町村ごとに定めた納付金です。前年度当初予算比で4,167万6,000円、1.2%の減となっています。

次に、款4、保健事業費です。特定健診や特定保健指導、データヘルス事業などの経費が計上されています。項1、特定健康診査等事業費では、被保険者数の減見込みに伴う対象者数の減が見込まれることから減となっています。

項2、保健事業では、健幸チャレンジ事業の参加者増等により増額となっています。

2つ飛びまして、款7、諸支出金です。保険税等の還付金や交付金の返還額などで、152万、5.5%の減となっています。

最後に、款8、予備費です。不測の事態に備えるものとして、歳入歳出差引額の調整のため、一定額を計上しています。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、今年度も傷病手当金の給付、国民健康保険税の減免を継続しております。

以上で予算の説明を終了させていただきます。

事務局からの説明は、以上でございます。

◎遠藤会長 事務局の報告が終わりました。

これから質疑に入りますが、発言される前には挙手をしていただき、指名を受けた後に発言していただくようお願いいたします。

何か御質問がございますでしょうか。たゆさん。

◎たゆ委員 日本共産党のたゆです。今年度もよろしく申し上げます。

決算と予算についてですが、決算については、直近の市議会でも特別委員会があったので、意見だけ申し上げたいと思ひまして、予算については簡単な質問、議事進行に協力しながらやっていきたいと思ひます。

令和2年度決算につきましては、値上げが行われた年度でありました。3,900万円の市民

負担増が行われまして、これは保険税が生活に重くのしかかっている大変な中、加入者の市民生活へさらに追い打ちをかけるものでありましたので、行うべきではなかったというふうに申し上げます。1人当たりの値上げ額は、予算のときには1,746円、1人当たり増えるというものだったんですけれども、実際は、市議会でも明らかにされていましたが、コロナの減免が特別に行われるようになって、コロナの減免が643件行われたので、結果的には1人当たりの値上げは360円になったということなんですけれども、コロナで減免対象になる方がこれだけいて、減免せざるを得ない人がたくさんいるというわけですから、そういう点でも値上げは行うべきではなかったものだと申し上げたいと思います。法定外繰入れの増額こそ行うべきで、それによって負担軽減こそ行うべきだったと申し上げたいと思います。

これについては、小金井市がいかにか法定外繰入れをやっていないかをちょっと述べたいと思いまして、市議会の決算で資料を要求したもので明らかになっているんですけれども、小金井市の市民1人当たりの法定外繰入額は、令和2年度、2万円で、多摩26市で20位という低さになっております。20位になっているせいで、実際の国民保険税額は1人当たり10万6,000円で、多摩26市で武蔵野市と並んで1位ということになっております。小金井市はここ7年、1回2位だった以外ずっと1位だったと記憶してしまして、本当に国保税の高い小金井市になっております。国民健康保険税の1人当たりの税額は、多摩26市で一番低いのは福生市7万7,000円で、2万9,000円ほども高い状況です。半分の14位の国分寺市でも1人当たり9万2,000円で、1万4,000円も高いということです。法定外繰入れを小金井市は1人当たり2万円で20位なんですけれども、一番行っている府中市なんかは1人当たり5万4,000円やって1位ということで、3万4,000円も行っていないということがあります。

国分寺市と比較したいんですけれども、標準保険料というのがありまして、法定外繰入れを行わないときに、東京都がその自治体で納付金を設定した額を納めるなら、あなた方の自治体で保険料をこれだけにしたら納付金を納められますよという標準を示されているんですが、国分寺市は、それが1人当たり15万6,000円で、多摩26市で4番目の高さなんですけれども、国分寺市は法定外繰入れを独自に努力して4万2,000円、これは多摩26市で2位の金額を行うことによって、実際の保険税額は9万2,000円で14位と真ん中ぐらいの市民負担軽減を図っているんですが、お隣である小金井市はというと、標準保険料、都から示された金額は1人当たり14万7,000円で、これは10位だったんですが、法定外繰入れが1人当たり2万円の低さ、20位の低さによって、国民保険税額が10万6,000円の1位になっているということで、本当に対照的になってしまして、ですので、国分寺市のように法定外繰入れを行って、市民負担軽減、国民保険税の値下げこそ行うべきだったと申し上げたいと思います。

そして、その根本に国保財政健全化計画がありまして、この計画の内容というのは、法定外繰入れを予算ベースで毎年5,000万円ずつ減らしていくという計画なんですけれども、これについては予算ベースで5,000万円ずつ減らし続けて、法定外繰入れを今後なくしてしまっ

て、加入者の保険料に多く頼るとなると、保険税額は標準保険料額である14万7,000円ほどにもなると考えられますから、それは実際の市民生活を考えたら、本当に不可能になってしまいますし、行うべきではないので、今の国保財政健全化計画は撤回すべきだと申し上げたいと思います。

それと傷病手当金についても、令和2年度、コロナの関係で行われて、実際は5件だったということであります。そのときも要望させてもらったんですけど、自営業者やフリーランスが対象になってなくて、経済的に大変でも傷病手当の制度の対象になってないと。たくさん埋もれている状況だと思いますので、市内でも感染してしまった方がたくさんいる中で、5件しか傷病手当金が支給対象にならなかったということは、やっぱりもっと対象を広げていくべきだったと申し上げたいと思います。

決算の意見は以上です。

予算について簡単に質問していきたいんですが、令和3年度の予算は値上げがされなくてよかったとっております。市は毎年値上げをする国保財政健全化計画をつくってしまっている中で、値上げにならないように努力や工夫をされたと思うんですけども、どのようにやりくりして値上げを防いだのか、説明をいただけますでしょうか。

あと、それを毎年やっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

質問は繰り返してできるんですけどね。別項目は答弁をもらってから。

◎遠藤会長 予算決算で……。

◎たゆ委員 最初に全部やったほうがいいですか。すみません。

では、コロナ減免についても伺いたいんですけども、令和3年度も行われているんですが、これはやっぱり令和2年度よりも實際上利用できる人は狭くなっている、減ってしまうと考えられまして、前年度から収入が減った人が対象になるんですけども、令和2年度にコロナが発生して、令和2年度は通常の状態からコロナになって収入が減った人が対象になって、640件、対象になったんですが、令和3年度の対象者は、令和2年度との収入の比較になっていると思ひまして、間違っていたら言ってほしいんですけど、なので、令和2年度は既にコロナの影響を受けている中、令和3年度はさらにそこからもう1年、収入が減っているかという、そういう方もいらっしゃると思うんですが、令和2年度で既に受けるべきダメージを受けていますので、令和2年度でコロナ減免対象だった人が、経済状況が変わらずに令和3年度の減免が受けられないということになってしまうような仕組みになっていると思ひまして……。ですので、ここは令和2年度で受けられた人が令和3年度でも受けられるように、国の制度に基づいていると思うんですけども、市独自でそういった補助をやっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

以上です。

◎田嶋保険年金課長 保険年金課長です。今大きく3点、御質問をいただいたかと思ひます。

まず、毎年値上げとならないよう、今年度どのような努力をしたかということですが、1つ

は歳出の減の中で、今、東京都のほうに事業費納付金という形で基金をお渡しして、その中から各市の使った保険給付費について補助金をもらって、それでお医者さんとかにお支払いするという形を取っているんですが、その納付金が今年度は前年度より少なかったところが1つです。

あとは保健事業ですね。そちらのほうで、例年は市のほうで目標として設定した人数の方々が受診できるような予算措置をしておったんですが、実際、毎年実績を比較していると乖離が生じてしまっていますので、実績値にプラスアルファで現実的に皆さんが受診できる数字、目標の数字とはちょっと差が開いてしまうんですけど、例年の実績から受診できるような件数を予算措置するという形で歳出を減らすという形を取っております。

あと歳入のほうですが、保険者努力支援制度というものがございまして、市のほうが国の示す指針にのっとって、いわゆる国保財政の健全化ですとか、医療費の適正化ですとか、そういったところについて保険者が努力したものについて評価して交付金が出るという制度があるんですが、そちらのほうを努力して、一昨年度より多く獲得したというところがございます。

以上でございます。

続きまして、毎年やってほしいということですが、まず、私どもとしても、被保険者の皆様の保険料が高くなることについては本意ではないので、できればそういうふうにはしたいと考えているところなんですけど、一方、国民健康保険財政を持続的に運営していかなくてはならないという義務を背負っているところです。今、国のほうで法定外繰入金を減らして、国保財政の歳入と歳出の均衡を図るようということ強く指導されているところです。法定外繰入金が多ければ、確かに被保険者の皆様の負担が減るということに関しては間違いないところではございますが、法定外繰入金を繰り入れることによって、保険というのは、有事の際に備えて被保険者の皆様がお金を積み立てて、何かあった方々にお支払いするという制度ですので、法定外繰入金が増えてしまうと、給付と負担の関係が不明確になってしまうところもありますし、先ほど申し上げた保険者努力支援制度でも、法定外繰入金の増減が評価のポイントになってきたりします。もともと一般会計からの繰入れということは、一般会計は国民健康保険以外にも使える財源でございまして、そういったものを国民健康保険のほうにだけしか使えないという話になってしまうと、国民健康保険ではない被保険者に対する不公平感とか、そういったところもございますので、一応市としては法定外繰入金は減らしていかなければいけないというところはございます。ですので、法定外繰入金による保険料の軽減はちょっと難しいとは考えておりますが、それ以外のことにつきましてはできる限りのことをして、保険料の負担軽減には努めたいと考えております。

3点目が、コロナ減免につきまして、令和3年度の対象を、令和2年度の収入ではなく、コロナ前の令和元年度でやってほしいということなんですけど、こちらはさっきたゆ委員のほうから紹介がありましたとおり、国の制度に基づいてやっているところです。まず、私ども、先ほど申し上げたとおり、法定外繰入金の削減に努めているなど、まだ財政が完全に健全化したと

いうふうには認識しておりませんので、そのような状況で独自の制度は難しいと考えております。国の厚生労働省の発言によりますと、今回の減免につきましては、コロナ前と比べて収入が減ったか、減っていないかということではなくて、前年度から突然収入が落ちてしまったときはなかなか対応が難しいだろうということで、前年度の比較という形で補助要件としているという発言をされたということを知っているところでございます。

以上でございます。

◎遠藤会長 たゆさん。

◎たゆ委員 説明いただきまして、納得いかないところもあるんですけども、今回は聞きおいて、引き続き私は、そうじゃないんだというふうに求め続けていきたいと思います。

以上です。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。加藤さん。

◎加藤委員 加藤です。小金井の健康保険の費用が非常に高いということは本当に実感しております。毎年値上げという中で、先ほどたゆさんが法定外繰入れということでおっしゃっていましたが、私が就任したときにいただいた保険必携書、これは国民健康保険のバイブルだと思うんですけど、この中で一般会計の繰入れをどう考えるかということでは、そもそもこの保険事業について特別会計を設けるということでは、一般会計からの繰入れをすべきだということが書いてあるんですね。私も、長年、会社の健康保険組合に入っております。当然、今年金暮らしですから、保険料も高く払っております。もちろん半分会社が持ちますけれども、そういう意味では収入が多かったわけですね、保険組合の。なので、かなり中身も充実していたと。中身が充実するということは、安心して医療を受けられる。人間ドックも受けられるということで、病気を減らす。やはりふだんから健診を受けるということが、トータルすると、健康保険の財政を低くするということが、前々から分かっていたらっしやることだと思います。今回、このようにして、小金井の中で、今はほかの様々ながんの診察も有料になりまして、その辺の本当にトータルして、国民健康保険の中の費用が、逆に病気が増えることを懸念していますので、トータルどうなのかということも追っていただけたらと思っています。

ということで、とにかくコロナ感染で、コロナのことで今みんな逼迫していると思うんですね。私たちは年金なので変わらないんですけど、小金井市内でもお店の方とか大変な思いをされている方がたくさんいる。国民健康保険ですよ、事業者の方たち。ということでは、今後、健康保険料の値上げについては本当にやめていただきたいと思っています。

もう一つ、コロナの1年数か月の中で医師会の方が見えているので、様々な大変な思いをされたと思ひまして、ワクチンなんかも大変だったし、実際に感染者の保護とか、様々な面で苦勞なさったと思ひまして、本当に医師会の方たちに感謝しています。感染症がこんなに爆発的に広がったということでは、通常の医療体制ではできなかったこととか、そもそも医療体制の不備とか、いろいろなことを感じられたと思ひますので、もしその辺でお話を伺えたら、時間がなくて申し訳ないんですけど、こういうことは、今後、やっぱり医療整備に必要だという

ようなことがあれば伺いたいと思っています。

以上です。

◎遠藤会長 保険年金課長。

◎田嶋保険年金課長 保健年金課長です。まず、事務局側のほうから御説明できるところから御答弁さしあげます。御質問の1点目、健康診断などを受けて健康になることが必要なのではないかということですが、それは私どもも重々承知しておりまして、一応その取組のために特定健康診査ですとか、それによって数値が悪かった方については特定保健指導を行って、生活様式を改善していただいて、健康になっていただきたいということをまずメインにやっていたいております。そのほかにも保健事業でいろいろ事業を、後ほど報告させていただきますが、やらせていただいて、皆様が健康になることによって医療費の適正化が図れるようなところの取組をしております。

今まで書面によって通知して、受けてくださいというところだけがメインだったので、それも今後もどんどん工夫して、皆様が参加していただけるよう、通知の内容を考えていきたいと考えておるんですが、それだけではなくて、健幸チャレンジ事業という事業を始めまして、健康になる取組をしていただいた方についてはポイントを差し上げて、年度が終わったときにそのポイントを商品と引き換えることができるみたいな形で参加していただく気持ちを強くしていただくという取組も進めているところでございます。

2点目、保険料の値上げはやめていただきたいということですが、誠に申し訳ありません。私どももできる限りそういったことはしないようにしたいとは考えているところなんです、やはり保険という制度ですので、皆様が医療に使われたものにつきましては、本来ならば、被保険者の皆様に負担していただくということが原則になっております。そこにつきまして、いろいろ歳入の増加ですとか、歳出の削減ですとか、そういったところで我々といたしましてもできる限り努力をして、できる限り上がらないようにという形では考えているところですが、先ほどちょっと申し上げたとおり、医療費がどんどん上がっているところでございます。やっぱり歳出のほうが多くなってしまいますと、歳入のほうも確保しなければいけない中の一つとして、国民健康保険税も関係してきてしまいますので、上げないということをお約束できるということではないのは誠に申し訳ございませんが、御了承いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

◎遠藤会長 次の質問で、コロナ禍の中で医療関係者の方ということで、西野先生、何かございましたらお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

◎西野委員 今回のコロナ感染の影響とかで医療機関の体制に不備がなかったかどうかという御質問なんですが、どこの国も楽々コロナを乗り越えるような国はなかったと思います。その中で、もちろん小金井市、歯科医師会、薬剤師会、市議会の議員の皆様の協力の下で小金井市のコロナ対応というのは落第点じゃなくて及第点をいただけたんじゃないかなと思っておりません。

◎加藤委員 大変感謝しております。

◎西野委員 こちら、何よりも市民の方の我慢、あと協力、これがないと、こういったものは乗り越えられないと思っていますので、私たちも市民の皆様に感謝しております。

以上でございます。

◎遠藤会長 ありがとうございます。

◎加藤委員 すみません。もう1点だけ。

◎遠藤会長 加藤さん。

◎加藤委員 3年度の資料の中で未就学児に係る均等割の減額というのがありますね。これは非常にありがたいと思っています。

◎遠藤会長 それは……。

◎加藤委員 これは後ですか。

◎田嶋保険年金課長 後ほど御説明いたします。

◎加藤委員 そうですか。

◎遠藤会長 説明があった後で。

◎加藤委員 令和3年度の予算ということに入っちゃうのかなと思って。分かりました。では、後で。

◎遠藤会長 加藤さん、ほかにございますか。

◎加藤委員 以上です。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。他に質問がなければ、これでこの議題を終了いたします。

次に、日程第4「令和2年度保健事業の取組について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

◎井上国民健康保険係長 それでは、日程第4「令和2年度保健事業の取組」につきまして、御説明させていただきます。少し長くなりますが、御了承ください。

第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査実施計画の実施期間につきましては、平成30年度から令和5年度までの6か年計画となっております。令和2年度決算年度に関してはその3年度目に当たります。これから令和2年度の実施事業について、実績値や目標達成状況等を報告させていただきますが、委員の皆様からの御意見を伺いまして、被保険者の健康の増進と疾病予防のために改善していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、こちらは資料の1ページ目を御覧いただければと思います。こちら、1ページ目というのが糖尿病性腎症重症化予防事業の取組についてでございます。

まず初めに、(1)のストラクチャー・プロセス評価でございます。当該事業の実施体制、実施方法、内容について記載しております。実施内容を御覧いただければと思います。この事業の目的は、前年度の特定健診等の結果を基に慢性腎不全に移行するリスクが高い被保険者を対象に、重症化を阻止、遅延させるために保健指導を実施し、健康維持増進及び医療費増加抑



制を図ることを目的としております。

次に、資料の2ページ目を御覧ください。(2)アウトプット評価でございます。当該事業の結果、実績について記載しております。令和2年度については、前年度の特定健康診査等の結果から対象者を114人抽出しまして、その方に対して勸奨通知を送付したところ、11名の方から御応募いただいて、全員継続利用していただいたところです。利用率は9.6%、継続率は100%でございました。第2期データヘルス計画の目標値は30人となっているところでございますので、達成状況は未達成ということでございます。

次に、(3)のアウトカム評価でございます。当該事業を実施したことによる成果を記載してございます。令和2年度につきましては、人工透析移行者数ゼロで、達成状況は達成ということでございます。

最後に、(4)評価でございます。本事業については、長期間の取組により成果があったかどうか分かる事業であるため、なかなか単年度で判断できないところがありますが、指導終了時にアンケートを実施したところ、生活改善について今後継続を意識しており、参加者全員が大変満足できた、まあまあ満足できたと回答しているところです。また、令和元年度の本事業に参加した12名のうち7名については数値改善したことによって令和2年度のプログラムでは対象外となっておりますので、事業としては成果が出ているものと考えております。

課題としては、やはり実施対象者数が目標値を大きく下回る状況が続いていることです。平成30年度から対象者の選定方法について、レセプトを活用した方法に見直し、また、対象者の範囲についても、疾病のリスクが中程度以下の方でも保健事業が有効と考えられるため、平成30年度から対象者の範囲を広げたところがございますが、まだまだ目標には届かず、さらに改善していかなければならないと考えております。参加者募集の手段として、電話による利用勸奨を実施しているところですが、その際の不参加理由として、通院しているからといったことが多く見られたところがございますが、合併症予防のためには通院、服薬だけではなく、食事、運動、規則正しい生活習慣が重要となりますので、関係機関と協力して、事業内容について広く周知していきたいと考えております。

次に、資料3ページ目を御覧いただければと思います。ジェネリック医薬品差額通知事業の取組でございます。

まず初めに、(1)のストラクチャー・プロセス評価でございます。実施内容を御覧ください。この事業の目的は、先発医薬品より安価な後発医薬品の利用を促進して、被保険者の負担軽減及び医療費の適正化を図ることを目的としています。

次に、(2)アウトプット評価でございます。この事業は毎月1回発送しておりまして、令和2年度については7,558通送付したところです。

資料の4ページ目を御覧ください。(3)のアウトカム評価でございます。令和2年度については、令和2年3月診療時点での後発医薬品普及率は72.27%、先発医薬品から後発医薬品に変更したことによる削減効果額累計については1億291万6,913円でございました。

最後に、（４）評価でございます。本事業について事業開始から普及率は徐々に増加していき、今回目標としていた70%を達成することができました。ただし、後発医薬品の普及率については国が新たに目標を80%と定めたところなので、引き続きさらなる利用促進策を検討する必要があると考えております。

次に、資料の5ページ目でございます。医療機関の受診勧奨通知事業の取組についてでございます。

まず初めに、（１）ストラクチャー・プロセス評価でございます。実施内容を御覧ください。この事業の目的は、前年度の特健診等の結果に異常値があるにもかかわらず、医療機関に受診していない被保険者の方を対象に受診勧奨通知を送付しまして、適切な検査、治療を促して重症化予防を図ることを目的としております。

次に、（２）アウトプット評価でございます。この事業は毎年1回受診勧奨通知を送付しておりまして、令和2年度は200名の方に送付したところでございます。

資料の6ページ目を御覧ください。（３）アウトカム評価でございます。令和2年度については、受診勧奨通知を200名の方に送付し、そのうち29名の方が医療機関を受診したことを確認しまして、受診率は14.7%でございます。目標率は60%ですので、目標未達成ということでございます。

最後に、（４）評価でございます。平成29年度以降、様々な工夫を凝らして勧奨通知を送付し、受診率については、若干ではありますが、改善してきたところですが、前年度と比べて令和2年度はやや減少しております。本事業に限りませんけれども、多くの事業で受診率が減少していることから、新型コロナウイルス感染症の影響も出ているのかと推測をしております。感染症対策を十分にして、受診者の不安を払拭することによって新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えを改善していきたいというふうに考えております。

次に、資料の7ページ目を御覧いただければと思います。生活習慣病の治療中断者受診勧奨通知事業の取組でございます。

まず、（１）ストラクチャー・プロセス評価でございます。実施内容を御覧ください。この事業の目的は生活習慣病発症後、定期的な診療が必要にもかかわらず、自己の判断により中断してしまうケースがあるため、医療機関に受診していない被保険者の方を対象に受診勧奨通知を送付し、適切な検査、治療を促して重症化予防を図ることを目的としています。

次に、（２）アウトプット評価でございます。この事業は、年1回受診勧奨通知を送付しており、令和2年度は44名の方に送付したところでございます。

資料の8ページ目でございます。（３）アウトカム評価です。令和2年度については受診勧奨通知を44人の方に送付しまして、その後、資格喪失等によって最終的に効果測定可能な対象者は42人でした。そのうち16名の方が医療機関を受診したことを確認いたしました。受診率は38.1%でございます。目標値は60%ですので、目標未達成というところでございます。

最後に、(4) 評価でございます。生活習慣病を治療せず放置すると、将来深刻な事態を招く可能性がある旨を記載した通知も送付したところですが、なかなか行動変容につながらず、受診率が目標には届かない状況でありました。受診率の向上につながる通知内容、勧奨方法に工夫を凝らしまして、行動変容につながるよう検討を行います。

次、資料の9ページでございます。特定健診・特定保健指導の取組についてでございます。

まず初めに、(1) ストラクチャー・プロセス評価でございます。実施内容を御覧ください。この事業の目的は、生活習慣病は自覚症状がほとんどないまま進行するため、自らの健康状態を把握して生活習慣を振り返る絶好の機会として、年1回特定健診を実施しております。また、特定健診の結果から、生活習慣病のリスクがある方に対して、早い段階から予防するために必要な保健指導を実施し、健康増進を図ることを目的としております。

資料の10ページ目を御覧ください。(2) アウトプット評価でございます。法定報告については、毎年度翌年11月以降に確定するため、令和2年度の数値は確定前ではございますが、現時点で発表されている法定報告の数値を記載しております。確定値は数%多くなるため、恐らく50%を超えるかと思いますが、前年度の実績よりは低くなるものと推測します。

まず初めに、特定健診でございます。特定健診の受診率については毎年度53%から55%を推移しており、大きな変動がなく、一定の水準を保っている状況でしたが、先ほども御説明したように、減少する可能性が高いものと推測しております。

次に、特定保健指導でございます。特定保健指導の実施率は11%から25%で推移しておりまして、年度ごとに変動がある状況です。今年、5年ぶりに20%台に乗りましたが、目標を大きく下回っていることには変わりありません。

資料の11ページ目を御覧ください。(3) の健診未受診者受診勧奨通知事業でございます。特定健診については、インセンティブを付与することで、健幸チャレンジ事業ということですが、受診率を図ったところですが、はっきりとした効果までは現れていないようです。特定保健指導については実施率が目標を大きく下回る状況であるため、未利用者への個別勧奨を引き続き実施しつつ、血管年齢の測定や健康教室などを同時に開催するなど、利用特典を設けることで利用者の増加を図っております。また、オンライン面談を導入したことによる効果も現れている可能性があります。

最後に、第2期データヘルス計画の中間評価・見直しについてでございます。第2期データヘルス計画は冒頭申し上げたとおり、平成30年度から6か年計画になっておりまして、令和2年度に中間評価を実施しましたので、報告いたします。

資料の12ページ目から中間評価の報告となっております。

では、こちらの14ページ目を御覧ください。第2期データヘルス計画の背景を記載しております。

15ページ目を御覧ください。こちらには、評価の基準を記載しております。これより後ろのページで事業の評価を行っていますが、この基準を基に評価しております。

16 ページ目を御覧ください。データヘルス計画の目的、健康増進（健康寿命の延伸）と医療費適正化を図るため、健康習慣・健康状態の把握、生活習慣の改善・重症化予防、医療機関への早期受診・適正受診を目標として定めています。

では、17 ページを御覧ください。こちらは目標を達成するため、個別の事業を設定しています。

次、18 ページを御覧ください。第2期データヘルス計画全体の目標については設定していましたが、計画全体の目標の達成度を測るための評価指標を設定していなかったため、平均余命と平均自立期間の差と被保険者1人当たりの医療費を計画全体の評価指標と設定しました。平均余命と平均自立期間の差について、男性は拡大しておりますが、女性は縮小しています。

19 ページ目を御覧ください。被保険者1人当たりの医療費について、高齢化の進展や医療費の高度化により被保険者1人当たりの医療費は増加しております、レセプト1件当たりの医療費及び患者1人当たりの医療費についても増加しております。

次に、20 ページ目を御覧ください。3の計画全体の構造の見直しのところでございます。中間評価を実施するに当たりまして、第三者である専門家とのヒアリング及び意見交換を行っております。その結果、計画全体の構造につきまして、効果的な保健事業を推進するために、計画策定時に抽出した健康課題を明確化・再整理して、再整理後の健康課題と事業をひもづけしたことで事業の目標が明確になり、事業の評価がしやすくなります。また、健康課題の中で優先的に解決すべき課題を設定することで重点的に取り組む事業を明らかにしました。

22 ページからは個別の事業についての評価と見直しを記載しています。先ほど令和2年度の保健事業の取組について御説明し、重複する部分が多いので、こちらについては説明は割愛させていただきます。

最後に、35 ページ目を御覧ください。令和5年度に最終評価を行いまして、令和6年度からを期間とする第3期データヘルス計画の策定につなげてまいります。

説明が大変長くなってしまい、申し訳ありませんでしたが、保健事業につきましての説明は以上でございます。

◎**遠藤会長** 事務局の報告が終わったところでございます。何か御質問ございますでしょうか。特になければ次に進めていってよろしいでしょうか。それでは、この議題を終了いたします。

次に、日程第5「子どもにかかる国民健康保険税の均等割の減税措置の導入について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。保険年金課長。

◎**田嶋保険年金課長** 保険年金課長です。それでは、日程第5「未就学児にかかる均等割額の減額について」につきまして、御説明させていただきます。

資料の国民健康保険税関係、（1）未就学児にかかる均等割額の減額についてを御覧ください。

まず概要ですが、今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部

を改正する法律の施行に伴い、関係政省令の公布が同年9月15日付で公布されました。国民健康保険税における具体的な変更点につきましては、資料、2. 軽減措置スキームの丸の2つ目にありますとおり、令和4年度より未就学児に係る均等割額保険税について、2分の1を減額することとなっております。なお、本軽減の負担割合は、国2分の1、都4分の1、市4分の1となります。

本市での具体的な影響ですが、現行本市での均等割は、医療分と後期高齢者支援分を合わせて年間3万9,000円となっておりますので、未就学児1人につきまして1万9,500円の減となります。令和4年度における未就学児は約450人いらっしゃいますので、877万5,000円分を減額することとなります。今後、詳細な時期は国から示されていないんですけども、地方税法施行令等も改正されていくこととなりますので、恐らく令和4年第1回定例会の小金井市議会でお諮りすることになるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

◎遠藤会長 事務局の説明が終わりました。何か御質問はございませんでしょうか。加藤さん。

◎加藤委員 まずは未就学児までということで、450人ですか。大変ありがたいと思っています。やっぱり小金井市は、西岡さんがおっしゃるに、子育て日本一とおっしゃっていますので、均等割がお子さんが多い方たちほど重くなるということに、私は非常に疑問を持っているんですけども、未就学児までと言わずに、例えば18歳までとかという形で広げていただけたらと思っています。こういうところに税金を使っただきたいと私は思っておりますので、ぜひこれを踏まえて、さらに年齢を上げていただけたらという、これは要望です。よろしくお願ひします。

◎遠藤会長 要望で。

◎加藤委員 はい。

◎遠藤会長 分かりました。たゆさん。

◎たゆ委員 この子どもの均等割の減額措置ということで、市に頑張っただけだと思ひます。よろしくお願ひいたします。

私、日本共産党市議会議員なんですけども、市議会でも数年前から会派として条例提案などを行って来て、なかなか実現はできなかつたんですが、我々も議会でも求めてきたものが一部実現して本当によかつたと思っております。市の試算は聞こうと思つたんですが、説明いただいたとおりのことで、分かりました。

私も加藤委員と同じように、国のこのスキームだと未就学児しか対象でないの、これは子ども全員、18歳までやっていただきたいということと、あと5割しか補助が出ない、減額にならないということなので、これも全額補助するようなスキームこそ求められていると思ひまして、これも市独自の拡充を行っていただきたい。行うことが求められていると思ひんですけども、いかがでしょうかということと、ここに関わってはというより均等割の金額の設定自体、市が行っていることでもありますので、均等割というのは負担能力によらないで、子ども

が1人増えるごとに負担も増えていくという、無慈悲で、子育て支援に逆行するという批判が全国にあって、だから、均等割をなくしてほしいという声が日本中で、全国知事会でよかったと思うんですけど、そういった自治体の長からも国に要望があって、今回、国が動いたということだと思ひまして、ですので、市としても均等割をなくす方向で、均等割の金額自体を減らしていくということも行っていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。2つ質問、お願いします。

◎遠藤会長 保険年金課長。

◎田嶋保険年金課長 保険年金課長です。まず、子どもの均等割軽減の範囲を拡充するということに関してですが、誠に申し訳ございません。やはり先ほど申し上げたとおり、市としては今まだ法定外の繰入金を入れている状況で、実質赤字の状況と認識しているところなので、なかなかちょっと市独自の方策は取りづらいと考えております。

また、均等割をなくすということですが、こちらは一応国の制度としてあるものですので、なかなかなくす方向は難しいと思ひますし、小金井市は皆さんの所得が高いので、所得割のほうで1人当たりの保険税が高くなっておりますが、均等割自体は26市の中でも決して高いほうではございませんので、一応そういったことはお知らせしたいと思ひます。

以上でございます。

◎遠藤会長 たゆさん。

◎たゆ委員 難しいということで、私はこれも納得いかないというか、ぜひやっていただきたいと思ひますし、今後も求めていただきたいと思ひます。

ただ、一部実施したことは本当によかったと思ひますので、これについては取り組んでいていただきたいと思ひます。

以上です。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。他に質問がなければ、次に参ります。これでこの議題を終了いたします。

次に、日程第6「令和3年度小金井市国民健康保険運営協議会開催日程（案）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。保険年金課長。

◎田嶋保険年金課長 保険年金課長です。日程第6「令和3年度小金井市国民健康保険運営協議会開催日程（案）」について御説明いたします。

本運営協議会は、市長からの諮問や報告事項がある際に開催しております。通常ですと、10月から11月に予算決算の報告、12月に税率改定についての諮問、1月に税制改正による賦課限度額の改定についての諮問を行っております。来年度の税率改定につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響もあることから、昨年同様、慎重に検討しなければならないものと考えております。東京都から今後示されます納付金標準保険料の仮係数を踏まえて、改定の是非を検討いたしたいと考えております。12月の開催につきましては、この検討結果

を踏まえて、開催の是非を判断していきたいと考えております。開催の是非が決まってからですと、年内の開催が間に合わず、予算編成に間に合わなくなってしまうため、開催未定の段階で申し訳ございませんが、事前に御予定を伺っております。

重ねて申し訳ございません。ここでおわびをしなければなりません。12月に運協を開催する場合、6日、20日、22日ということで事前調査を行わせていただきましたが、市議会の日程が変更になっていることに気がついておりませんでした。6日は一般質問であることから、5時30分に終了するため、夜間でしたら開催可能ですが、20日は予備日、22日は本会議であるため、終了時間が決まっておりません。したがって、両日は運協の開催日としては適当でないため、改めて23日、24日に出席可能かどうか、調査をさせていただきたいと思えます。後ほどメールにて調査票を送付させていただきますので、大変恐縮ですが、11月12日金曜日までに御返信くださいますようお願いいたします。

続きまして、1月についてです。今のところ報道レベルですが、国民健康保険税の賦課限度額が改定される可能性がある旨情報が流れております。賦課限度額が改定されるかどうかは年末の閣議決定を待たなければならぬため、12月に運協を開催した場合も諮問が間に合うかどうか、間に合わない可能性が高いのではないかと考えております。そうなりますと、1月に開催することになってしまいますが、こちらも予算編成の都合上、スケジュールがかなりタイトになってしまっているため、12月の出欠事前調査に併せて確認させていただきたいと思えます。繰り返し申し訳ございませんが、1月に開催する場合は、年末に開催をお知らせして年明けすぐに開催というスケジュールと、年末年始のお忙しい中、大変あわただしくなってしまいますが、御協力をいただければと存じます。

説明は以上となります。

◎遠藤会長 すみません。12月7日、第2回目と書いてあるんですけど、これはそのまま生きているということでしょうか。

◎田嶋保険年金課長 7日？

◎井上国民健康保険係長 事前にお配りした資料が……。

◎田嶋保険年金課長 失礼しました。7日は恐らく皆さん大丈夫なので、開催すると思うんですけど、もしそこでうまくいかなかったときに、もう1回開くということになったときに、年度末に再度開催する可能性もあるというところです。

◎たゆ委員 7日は中止というメールが来たような気がするんですけど。

◎田嶋保険年金課長 すみません。改めて整理してメールを差し上げます。申し訳ございません。

◎たゆ委員 すみません。私も間違っていたら申し訳ないです。

◎遠藤会長 この資料が関係ないということでもいいんですね。この資料が12月7日と書いてありますね。

◎田嶋保険年金課長 7日はすみません、違います。7日は医師会の理事会があるとのことな

ので、別の日にしたいということで希望がございますので、また、改めてメールで……。

◎たゆ委員 整理したものをいただければ。

◎田嶋保険年金課長 申し訳ございません。

◎遠藤会長 よろしく申し上げます。

◎田嶋保険年金課長 いずれにしても12月の分も1月の分も、改めてメールで意向確認させていただきます。

◎遠藤会長 よろしく願いいたします。

この件について何か御意見等ございますでしょうか。なければ、議題を終了したいと思います。

次に、日程7「その他」について、事務局より何かございますでしょうか。

◎黒米委員 要望なんですけど、よろしいでしょうか。先ほどいろいろお話が出ていました健診のお話、毎年同じようなお話になってしまうんですけど、受診率を上げるにはどうするかという話で、それは一生懸命やっただけなので全然問題ないんですが、市の方にもちょっと頭に置いておいていただきたいのは、私、この間、前原小の校医をやっていますので、前原小でも歯科講話でお話しさせていただいたんですが、以前から言われている糖尿病も歯周病と関連があるということ。最近分かっているのは、コロナウイルスの感染が口腔内から感染するというのが一番多いというので、それで会食は駄目ですよなんていうお話が世間であまり言われてないんですが、我々では当たり前の話になっているんですね。歯周病のある方は、すごく感染率が上がるのが最近分かっています。ですから、その辺を、感染してしまったら医科の先生のお仕事になると思うんですが、その入り口の予防は我々でかなりできる場所がありますので、例えば成人歯科健診とか、そういうものも今、多分、受診率は半分行ってないと思うんです。そういうところでやっていくことによって、先ほどの医療のお話じゃないんですけど、医科の先生の負担が減るとか、もしこれで爆発的に何かまた起こっちゃうと、医科の先生で対応できなくなると思うんですね。薬剤師会の方々も、多分、薬がないだ何だとか、いろいろなお話になってきてしまうと思うので、まず入り口の部分を押さえるということが必要かなと僕は考えていますので、その辺をちょっと頭に置いていただいて、申し訳ないんですが、受診率を上げようということを考えていただけるとありがたいかなという要望です。

以上です。

◎遠藤会長 黒米先生の御要望なんですが、何か御意見等ありましたら、事務局……。大丈夫ですか。

◎田嶋保険年金課長 いただきました意見を基にできる限り、私どもも受診率を上げたいというふうに考えておりますので、鋭意努力したいと考えております。

◎黒米委員 上がらないのは分かっています。それはもう市の方の責任ではなくて、受ける側のお話なので。ただ、何かしら訴えかけられるようなものがあれば、ちょっとでも考えていただくとうれしいかなという、そういう要望ですので、よろしく願いいたします。



◎遠藤会長 ほかに皆様から何かございますでしょうか。お願いします。

◎田嶋保険年金課長 事務局から、すみません、お願いいたします。本運営委員会の委員の任期について、説明報告をいたします。

本運営委員会の任期が令和3年12月31日、つまり、あと2か月弱となっております、近々改選を行う必要がございます。被保険者を代表する委員につきましては、新たな委員について11月1日から募集を行っているところですが、現在務めていただいている方につきましては継続していただくことが可能ですので、後ほど意向確認をさせていただきたいと考えております。保険医または保険薬剤師を代表する委員及び被用者保険等保険者を代表する委員につきましては、所属団体のほうに推薦依頼を送付させていただいております。公益を代表する委員につきましては、特段の支障がなければ、次の任期においても同じ委員を推薦いただくというお話を聞いていただいておりますので、来年の1月1日以降も継続して委員を務めていただくこととなります。

なお、いずれの区分の委員におかれましても、次の任期は令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間となります。

以上でございます。

◎遠藤会長 何か御質問等々ございましたら、お出しいただきたいと思います。なければ、これで終了したいと思います。よろしいでしょうか。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたしたいと思っております。御協力ありがとうございました。お疲れ様でした。

15時19分 終了

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

令和3年11月4日

議 長 遠 藤 百合子

署名委員 高 橋 智

署名委員 西 野 裕 仁